

新型コロナ・ウイルスに関する情報共有（その２）

- 24日現在、保健省発表の確定症例数は390名です。
- 公共の場で5人以上集まった場合、罰金や懲役刑を科される可能性があります。
- 保健相は不要不急の外出を控えるよう呼びかけております。
- 本日、下院にて夜間外出禁止に関する法案が可決されました。
- バーレーン国際空港における発着便が少なくなってきました。
一時滞在中の方や、日本への一時帰国を検討されている方は、早めの出国をご検討ください。

1 3月24日、保健省は新型コロナ・ウイルスの罹患者数を次のとおり発表しております。（3月24日14時時点（当地時間））

バーレーンにおける確定症例数は390名

（うち治癒者数177名、死亡者3名）

※バーレーン保健省ホームページ

<https://www.moh.gov.bh/COVID19>

2 22日、当地政府は、公共の場において5人以上集まることを禁じると発表しましたが、これを遵守しなかった場合、公衆衛生法第121条違反となり、1,000BDから10,000BDの罰金及び3ヶ月以上の懲役刑が科される可能性がありますので、公共の場での行動には十分ご注意ください。

3 保健相は、人と人の距離を保つことが新型コロナウィルスの感染拡大を防ぐために重要であるので、なるべく自宅に留まるよう繰り返し呼びかけております。

4 本日、当地下院議会において、夜間外出禁止に関する法案が可決されました。これにより、近日中に政府から夜間外出禁止令が発動される可能性が高いため、本件に関する当局の発表を注視していただくようお願いいたします。

5 新型コロナウィルスの感染拡大により、近隣国においては航空機の発着が全面停止された場合もあります。バーレーン国際空港における発着便について

もかなり減ってきており、日本へのルートも限定的になってきております。今後の運行状況についても予断を許せないことから、出張や観光等で一時的に当地に滞在中の方や、当国在住者で一時、日本への帰国を検討しておられる方等は、バーレーンからの早めの出国をご検討ください。また、このメールは在留届を提出された方、メールマガジン配信登録をされた方、たびレジに登録された方を対象にお送りしておりますが、当地に滞在中のそれ以外の日本人をご存じの方は、上記の旨をお伝えいただけると幸いです。

【問い合わせ先】

在バーレーン日本国大使館 領事部

メールアドレス：nippon@bh.mofa.go.jp

当館公式サイト（日本語）http://www.bh.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

電話：+973-1771-6565

F A X：+973-1771-5059

休館日はこちら <http://www.bh.emb-japan.go.jp/japan/aboutUs3.htm>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURL から停止手続きをお願い致します。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>